

第163回横須賀市開発審査会会議録

- ・日 時 令和5年2月20日（月）午後2時00分から午後3時00分まで
- ・場 所 横須賀市役所3号館3階302会議室
- ・出席委員 会長、A委員、B委員
- ・事務局 都市計画課：斉藤課長、古川課長補佐、小黒
- ・処分庁 開発指導課：小又次長、米沢係長、松尾主任、松山
- ・傍聴者 なし

1 開 会

2 議 事

本日の会議録の署名委員は、B委員となった。

3 議事

（公開案件）

・議第216号

横須賀市須軽谷字たばさま地内において、ペット霊園に係る付属建築物を建築するための法第43条に基づく許可申請。

処分庁から、資料により説明を行った。

（パワーポイント及び資料にて説明）

本案件は、「土地の利用を主とした工作物に係る付属建築物の建築で、1ヘクタールを超えていないことから第2種特定工作物に該当せず、提案基準⑦の第2種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物及び墓園に必要な建築物に該当し、都市計画法第43条に基づく建築許可を要し、同法第34条第14号の規定により、開発審査会の議を経る必要があるため付議するものです。

（説明者：松尾主任）

<質疑応答>

(B委員)

散骨のためのスペースで、円形の遊歩道を造る計画だが、木の伐採は遊歩道部分のみ行うのか。

(開発指導課：松尾主任)

ウッドチップを埋め込み遊歩道を造る予定なため、木の伐採は遊歩道部分のみ行います。

(B委員)

それでは、円形の中心部分は木の伐採をせず、現状の草木を残すことになると思うが、現状の状態は草木が多く生い茂っていないのか。

(開発指導課：松尾主任)

それほど生い茂っていないため、問題ありません。

(B委員)

わかりました。

ペット霊園ということであるため、死骸を火葬すると思うが、近隣住民の苦情は平気なのか。

(開発指導課：松尾主任)

当該地の町内会には事前周知を行いました。周知の結果ですが、32件中、賛成は26人、反対3人、無回答3人でした。反対の3人の方ですが、当該地付近から距離があるため、問題なしと判断しました。

(B委員)

周辺の意見を聞いたうえでの賛成の状況は理解しました。しかし、お墓等では深刻な様々な問題が多くあるため、本案件の審議内容に関わる話ではないが、土地利用調整という観点で注意していただければと思います。

(A委員)

臭い、煙について不安があります。平面図を確認すると、火葬場に換気扇の存在が確認できるが、対策等されているのか。

(開発指導課：松尾主任)

排出する臭いの設計基準を下回っているため問題ありません。

(A委員)

わかりました。臭い、煙等の苦情に関しては、事前周知をしたといえど注意

していただければと思います。

(会長)

当該地の南東側の住民は、具体的なペット霊園の計画や、散骨するという十分な認識はしているのか。

(開発指導課：松尾主任)

認識はしております。

今回は、条例対象外の案件でしたが、近隣住民に対して周知する条例に準じて説明会をしていただきました。内容に関しましては、ペット霊園の計画、散骨について説明をしているため、そのことを理解し賛成をいただいております。

(会長)

法規制の観点から見させていただくと本案件については、特段問題ない案件です。しかし、これが人間の火葬場だったらどうなるのかと考えると周辺住民はおそらく賛成はしない。もちろん法規制的にこのような場所で人間の火葬場はできないことは承知しているが、火葬するため、人間もペットも同様に焼いた臭い、煙は発生してしまう。そして、当該地は住宅街に囲まれた10mほど高い場所にあるため、焼いた煙、臭いが南東側で対流する可能性がある。実際に運用が始まると苦情が入るのではないかと心配である。そうしたときになぜこの場所に造ったのか、市に詰め寄られるのではないかと。もちろん、法規制等は準じ、適法に手続きはしているが、事実上の社会問題になってしまうのではないかと心配である。

(開発指導課：米沢係長)

おしゃっていることは大変理解できます。しかし、横須賀市はペット霊園に対しての条例がなく、適正な土地利用条例で、墓苑は学校や福祉施設や病院の半径100m以内では造れないこととしているが、あくまでも人間のお墓で、寺などを想定しているため、都市部が所管している条例では限界があります。また、廃棄物処理法でペットは廃棄物ではないとしているため、廃棄物対策課も取り締まられていない状況でそのような心配を懸念するのであれば、新たに条例を造るしかないと思うため、今後の課題とさせていただきます。

(会長)

本案件に対しては、審査外の問題なため、致し方ないが、地域紛争の火種となる可能性があるため、今後の事案に対応できるようお願いします。

(B委員)

計画に煙突がないが造らないのか。

(開発指導課：松尾主任)

煙突はないが、壁から換気扇で排煙します。

(B委員)

わかりました。

皆様のおっしゃるとおりですが、飲食店でも臭い等の問題は発生するため、ペット霊園となるとより誘導基準は必要と考える。今後、誘導基準の作成は課題としていただき考えていただければと思う。

(A委員)

火葬した骨はどのような散骨するのか。

(開発指導課：松尾主任)

すり鉢で灰にして撒きます。

(会長)

ペット霊園に対し、ニーズはあると思いますので、本案件の審査の対象外の話となってしまいますが、誘導基準、条例の作成は課題として考えてください。

それでは、本件については、他に意見もないので、承認することにする。異議はないか。

(各委員)

<異議なし>

会議録署名委員